

施設利用基準及び運用集

我孫子市教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和4年8月

1	予約システム関連	
①	体育施設利用者登録業務の取り扱い	2
②	我孫子市体育施設等の優先予約に関する基準	3
③	天候の影響による屋外体育施設使用中止の電話連絡の取り扱い	4
④	我孫子市民体育館庭球場利用制限について	5
2	体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・会議室）	
①	サブアリーナ利用についての運用	6
②	武道場利用についての運用	7
③	会議室利用についての運用	8
④	メインアリーナ・サブアリーナ送風機の取り扱い特別事項	9
⑥	光化学スモッグの発令及び熱中症予防に関する体育施設の取り扱い	10
3	利根川ゆうゆう公園（野球場・サッカー場・オフロード自転車コース）	
①	利根川ゆうゆう公園野球場利用についての運用	12
②	利根川ゆうゆう公園少年野球場利用についての運用	13
③	利根川ゆうゆう公園サッカー場利用についての運用	14
④	利根川ゆうゆう公園少年サッカー場利用についての運用	15
⑤	利根川ゆうゆう公園オフロード自転車コース利用についての運用	16
4	湖北台中央公園（野球場・テニスコート）	
①	湖北台中央公園野球場利用についての運用	18
②	湖北台中央公園庭球場利用についての運用	19
5	手賀沼公園（テニスコート）	
①	手賀沼公園庭球場利用についての運用	20

1 予約システム関連

体育施設使用者登録業務の取り扱い

1. 新規登録

本人登録を原則とする。ただし、家族内の小学生以下で、住所確認ができる場合のみ代理申請を認める。登録の際、団体構成員の氏名・住所を記載した名簿（任意様式）を提出させること。

2. 本人確認業務（※代表者のみ）

①在住者の確認・・・マイナンバーカード、免許証など住所確認できるもの。

②在勤者の確認・・・在勤証明書・身分証明書など。

③在学者の確認・・・学生証など。

※提示されたものを確認するだけで構いません。

3. 登録するとき本人確認できるものがない場合

登録手続きは行わず、本人確認ができるものを持参するようお願いする。

4. 小学生以下の登録の場合

小学生以下の場合、保護者同伴での申請をお願いし、保険証等で確認をする。窓口に来てしまった場合は、上記2と同様にする。

5. 登録済み内容の変更について

登録内容を変更する場合も本人変更を原則とする。また、変更時にもマイナンバーカード・免許証・保険証などで確認を行い、代理変更も認めない。

6. 市内の他の公共施設で登録する場合

他の公共施設から連絡があり、申請書がFAXで送付される。申請書を基に施設の追加登録を行う。

7. 不正登録が発覚した場合の取り扱い

既存の登録も含め、不正登録が発覚した場合はいきなり削除せず、予約申し込みができない処理（ペナルティ処理）をする。該当者より問い合わせがあった場合は、状況説明を行い、本人確認を行う。

我孫子市体育施設等の優先予約に関する基準

(趣旨)

第1条 我孫子市体育施設等の優先予約による会場の確保について、必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

(対象事業)

第2条 以下の団体の事業は、我孫子市の体育施設等の優先予約を認める。ただし、教育長が特に認めたものはこの限りではない。

- ①我孫子市及び我孫子市教育委員会が主催又は共催する事業
- ②NPO法人我孫子市スポーツ協会が主催する事業及びNPO法人我孫子市スポーツ協会に加盟する団体が主催する事業
- ③我孫子市スポーツ少年団が主催する事業及び我孫子市スポーツ少年団に加盟する専門部が主催する事業
- ④千葉県高等学校体育連盟が主催する事業
- ⑤前号②③④の事業は教育長の判断により制限を設けることができる。

(特別事項)

第3条 取手市とは、「公の施設相互利用に関する協定書」を締結していることから、取手市教育委員会が主催する事業については、我孫子市の体育施設等の優先予約を認める。

(優先予約及び優先使用の取消)

第4条 以下に該当した場合、我孫子市の体育施設等の優先予約を取り消すものとする。

- ①我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例第14条第1項各号の規定に該当した場合
- ②我孫子市共催の取り扱いに関する規程第3条第1項各号の規定に該当した場合

(調整)

第5条 第2条及び第3条の事業が重複または集中した場合は、以下のことを勘案し文化・スポーツ課で調整を行う。

- ①一般市民の利用（特にテニスコート）を考慮に入れ、ひと月の土日祝日が埋まらないようにすること。

天候の影響による屋外体育施設使用中止の電話連絡の取り扱い

天候状況によっては、屋外体育施設を予約していても使用できない場合があるため、屋外体育施設の運営状況を市民に向けて毎日ホームページ上で周知すること。

1. 文化・スポーツ課方針

当日の運営状況は、ホームページでご確認いただくか、利用者自ら電話で問い合わせることを基本とします。原則、屋外体育施設の使用中止連絡はしないこととしますが、大会等については、指定管理者より主催者に使用中止の旨を伝えてください。

我孫子市民体育館庭球場利用制限について

1. 趣旨

我孫子市民体育館庭球場の土・日・祝日の予約申込み状況は、抽選の場合、競争率が高いにもかかわらず、特定の利用者が多くの時間を利用している場合があり、公平性が保たれているとは言い難い状況にある。

2. 利用方法

(1) 市民体育館庭球場の利用時間の制限について

制限時間 最大3時間までとする。※抽選の場合

(2) 禁止行為

- ①登録者本人の利用を原則とし、名義貸しを禁止する。
- ②営利を目的とした利用を禁止する。

*営利行為とは、予約者（＝主催者）が主体となり不特定多数のメンバーを募り、金銭上の利益を得る行為。

3. その他

運用において上記以外に必要な事項は別途定める。

2 体育館（メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・会議室）

サブアリーナ利用についての運用

サブアリーナの使用について下記のとおり必要な事項を定める。

1. 基本的使用について

個人利用を基本とし、夜間（18時～21時）については専用利用を認める。

2. サブアリーナの考え方について

原則、個人利用のスペースとする。使用に際して、床や壁が損傷する恐れがある場合は事前に教育委員会と協議すること。

武道場利用についての運用

現在、武道場関係の団体及び個人利用を中心としているが、個人利用を認める上で下記のとおり必要な事項を定める。

1. 基本的使用について

武道場であることから武道（剣道・空手・柔道・なぎなたなど）中心とした団体貸し出しとする。

2. 応用的使用について

施設の有効活用を図るため、空き状況により下記の個人利用を認める。

①武道関係の個人利用

②ニュースポーツ等の利用

③ダンス・舞踊等の利用

④その他、利用可能な競技の利用

※床面保護のため、床面を傷つける恐れのあるシューズ使用は認めない。

会議室利用についての運用

現在、スポーツ団体などが行う会議、講習会等を中心とした貸し出しを行っているが、施設の有効活用を図るため、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例第8条第1項に規定する「健康及び体力の増進を図るためスポーツ及びレクリエーションを行う」場合に限り、会議室の利用を認める。

会議室の利用について必要な事項を定め運用する。

1. 基本的使用及び予約申込について

3ヶ月前の施設申込には原則、スポーツ団体などが行う会議、講習会等の目的を基本とする。

2. 応用的使用及び予約申込について

3ヶ月前の施設申込より2ヶ月経過後に会議室が空いていれば、健康及び体力の増進を図るための軽度なスポーツ及びレクリエーション活動としての予約申込を認める。

3. 利用の判断について

会議室において、健康及び体力の増進を図るためのスポーツ及びレクリエーションを行いたい旨の問い合わせ等があった場合は、種目等を確認し安全に利用できると判断できれば使用を認める。判断が難しい場合には、事前に文化・スポーツ課と協議すること。

5. 予約システムの対応について

応用的使用の予約申込については、現在のシステムで確認することができないことから、日々の予約状況を確認し、施設の良好な使用を監視する。また、利用者へ充分説明を行う。

メインアリーナ・サブアリーナ送風機の取り扱い特別事項

WBGTが25℃以上の場合、「メインアリーナの送風機を止めない」運用としているが、バドミントン競技はシャトルが風の影響を受けやすく、送風機を止めてほしいとの要望が懸念される。

原則、WBGTが25℃以上の場合送風機稼働させるが、利用者から送風機の稼働について要望があった際は、以下のとおり対応すること。

バドミントン利用者から送風機を止めてほしいと要望があった場合

1. メインアリーナ

(1) 全面バドミントンで使用の場合

送風機の停止を認める。この場合、WBGTが何度でも関係ないが、もう一方の団体の了承を得ると同時に熱中症の危険性が高いことを周知すること。もう一方の団体から了承を得られない場合は、送風機の停止は認めない。

(2) 半面バドミントンで使用の場合

①WBGTが25℃以上28℃未満の場合

もう一方の団体が了承することを条件に送風機の停止を認める。

②WBGTが28℃以上の場合

いかなる理由があろうと熱中症予防の安全管理上、絶対に送風機を止めないこと。

2. サブアリーナ

WBGTが25℃以上の場合、送風機を運転することを周知した上で、ご利用いただくこと。

※夜間専用利用の場合は、利用者の責任で送風機の停止を認める。

3. その他取り扱い上疑義が生じた場合は、教育委員会と協議すること。

光化学スモッグの発令及び熱中症予防に関する体育施設の取り扱い

(趣旨)

第1条 この運用は、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例及び我孫子市都市公園条例内に規定する施設（以下体育施設という）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(光化学スモッグの発令)

第2条 屋外体育施設利用者にはホームページ及び体育館入り口正面に啓発看板を設置し周知を図り、利用者の自己責任で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

1. テニスコート、野球場、サッカー場

①注意報の場合

利用者の自己責任の基で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しない。

②警報以上の場合

体育館管理者の権限により、使用制限（閉鎖）をする。この場合、キャンセル料は徴収しない。また、利用者が屋外施設を使用中に警報以上が発令された場合、規則に基づき返金手続きを行う。

(熱中症予防)

第3条 夏場の期間（5月～9月）は熱中症の危険性が高いため、WBGT 数値を1日5回（午前9時・午前11時・午後1時・午後3時・午後5時）測定し、測定数値を受付窓口に提示し、熱中症の予防啓発に努めること。WBGT の数値を参考に以下のように定める。

1. メインアリーナ、サブアリーナ、武道場

①WBGT が25℃未満の場合

すべて通常通りの取り扱いとする。

②WBGT が25℃以上の場合

メイン・サブアリーナの送風機運転を実施する。サブアリーナは安全管理上、いかなる申し出があろうと止めない。※夜間専有利用の場合は、利用者の責任で送風機の停止を認める。

なお、メインアリーナでの大会開催時の送風機使用については、主催者責任で使用可否の判断を委ねるものとする。

2. テニスコート、野球場、サッカー場

①WBGT が28℃未満の場合

すべて通常通りの取り扱いとする。

②WBGT が28℃以上の場合

利用者の自己責任で使用可否の判断を委ね、使用しない場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

(利用料金の返金)

第4条 利用者は施設の利用中に、WBGTが屋内施設であるメインアリーナ、サブアリーナ、武道場にあつては25℃以上の場合、屋外施設であるテニスコート、野球場、サッカー場にあつてはWBGTが28℃以上、又は光化学スモッグ注意報が発令された場合で、利用者自らの判断により施設の利用を取り止めた場合の返金手続きは、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条で規定する使用料の還付に準ずる。

(キャンセル料の徴収)

第5条 光化学スモッグの発令及び熱中症を予防するための上記に伴う予約取消は、キャンセル料を徴収しない。ただし、事前に連絡が無い場合については、キャンセル料を徴収するものとする。

3. 利根川ゆうゆう公園（野球場・サッカー場・オフロード自転車コース）

利根川ゆうゆう公園野球場利用についての運用

（趣旨）

第1条 この運用は、我孫子市都市公園条例施行規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料金）

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項の規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

（利用時間）

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

夏季（4月～9月）午前9時から午後7時

冬期（10月～3月）午前9時から午後5時

（使用対象者）

第4条 原則として我孫子市体育施設使用者登録（団体）をした者に限る。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

（利用申込）

第5条 インターネット予約システムに順ずる。

（利用申込単位）

第6条 1時間単位での予約で、1日利用を認める。

（特別事項）

第7条 利用時間外の活動団体を以下のように定める。ただし、毎年、教育長の許可を受けることとする。

①我孫子市早朝野球リーグ 日曜日 午前6時から午前7時45分

（ただし、市民大会開催中は、午前7時30分とする）

利根川ゆうゆう公園少年野球場利用についての運用

(趣旨)

第1条 この運用は利根川ゆうゆう公園少年野球場利用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料金)

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項の規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

(利用時間)

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。

夏季(4月～9月) 午前9時から午後7時

冬期(10月～3月) 午前9時から午後5時

(使用対象者)

第4条 原則として市内に主たる活動拠点があり、小学校以下のこどもを中心とした市内団体の使用を優先する。ただし、施設の空き状況によっては市内の中学校以上の団体及び市外団体の利用を認める。

(抽選対象者)

第5条 前条の抽選に参加できる団体は、市内に主たる活動拠点があり、小学校以下のこどもを中心とした市内団体とする。

(利用申込)

第6条 インターネット予約システムに順ずる。

(利用申込単位)

第7条 1時間単位の予約で、1日利用を認めるが、利用の多い土日祝日及び学校の春夏冬休みについては半日までとする。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。

利根川ゆうゆう公園サッカー場利用についての運用

(趣旨)

第1条 この運用は、我孫子市都市公園条例施行規則の施行の関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料金)

第2条 我孫子市都市公園条例12条第2項の規定する我孫子市使用料条例に定める使用料金とする。

(利用時間)

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

夏季(4月～9月) 午前9時から午後7時

冬期(10月～3月) 午前9時から午後5時

(使用対象者)

第4条 原則として我孫子市体育施設使用者登録(団体)をした者に限る。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

(利用申込)

第5条 インターネット予約システムに順ずる。

(利用申込単位)

第6条 1時間単位での予約で、1日利用を認める。

利根川ゆうゆう公園少年サッカー場利用についての運用

(趣旨)

第1条 この運用は、利根川ゆうゆう公園少年サッカー場の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料金)

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項の規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

(利用時間)

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。

夏季（4月～9月）午前9時から午後7時

冬期（10月～3月）午前9時から午後5時

(使用対象者)

第4条 原則として市内に主たる活動拠点があり、小学校以下のこどもを中心とした市内団体の使用を優先とし、市内の中学生以上の団体及び市外団体の利用は認めない。

(抽選対象者)

第5条 抽選に参加できる団体は、市内に主たる活動拠点があり、小学校以下のこどもを中心とした市内団体とする。

(利用申込)

第6条 インターネット予約システムに順ずる。

(利用申込単位)

第7条 1時間単位の予約で、1日利用を認めるが、利用の多い土日祝日及び学校の春夏冬休みについては半日までとする。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。

利根川ゆうゆう公園オフロード自転車コース利用についての運用

(趣旨)

第1条 この運用は、利根川ゆうゆう公園オフロード自転車コース利用について、必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 利根川ゆうゆう公園オフロード自転車コース（以下「オフロード」という。）は、広く市民に開放するものとするが、次に掲げる行為をしようとするものは、我孫子市教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課（以下「文化・スポーツ課」という。）の許可を受けなければならない。

- (1) 10人以上で独占して使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、使用日の3ヶ月前から使用日までに「有料公園施設使用許可書」を文化・スポーツ課に提出しなければならない。ただし、文化・スポーツ課が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
- 3 文化・スポーツ課は、第1項に掲げる行為がオフロードの利用に著しい支障を及ぼさないと認めるときは、「有料公園施設使用許可書」を交付する。
- 4 第1項の許可を受けた内容を変更しようとするときは、改めて文化・スポーツ課の承認を得るものとする。
- 5 文化・スポーツ課は、第1項の許可にオフロードの管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(利用申込時間)

第3条 1日単位の利用を認めるが、利用の多い土日祝日及び学校の春・夏休みについては半日単位とする。ただし、教育長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

第4条 オフロードの使用料は、無料とする。

(利用時間)

第5条 夏季冬期利用時間を以下のように定める

夏季（4月～9月）午前6時から午後6時

冬期（10月～3月）午前7時から午後4時

(使用者の責務)

第6条 オフロードの使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) オフロードの施設等を損傷又は破損しないこと。
- (2) 施設内における事故やけがの発生は、すべて自己責任となるので充分注意すること。
- (3) 火気類の使用及び危険物の持ち込みはしないこと。
- (4) オフロード専用自転車以外の自転車又はオートバイでは利用しないこと。
- (5) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害さないこと。
- (6) その他オフロードの管理運営上支障がある行為をしないこと。

(使用の停止等)

第9条 文化・スポーツ課は、オフロードの使用者が次の各号に該当したときは、オフロードの使用を停止し、又は第2条の規定による許可を取り消すことができる。

(1) この運用に違反したとき。

(2) 前条第4条から第9条に規定する事由が発生したとき。

(使用する権利の譲渡禁止等)

第10条 第2条の規定により許可を得た使用者は、オフロードを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償)

第11条 オフロードの施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、若しくは損害を賠償しなければならない。

4 湖北台中央公園（野球場・テニスコート）

湖北台中央公園野球場利用についての運用

（趣旨）

第1条 この運用は、我孫子市都市公園条例施行規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料金）

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項に規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

（利用時間）

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

夏季（4月～9月） 午前9時から午後6時

冬期（10月～3月） 午前9時から午後5時

（使用対象者）

第4条 原則として我孫子市体育施設使用者登録（団体）をした者に限る。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

（利用申込）

第5条 インターネット予約システムに順ずる。

湖北台中央公園庭球場利用についての運用

(趣旨)

第1条 この運用は、我孫子市都市公園条例施行規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料金)

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項に規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

(利用時間)

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

夏季(4月～9月) 午前9時から午後6時

冬期(10月～3月) 午前9時から午後5時

(使用対象者)

第4条 原則として我孫子市体育館施設使用者登録(団体)をした者に限る。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

(利用申込)

第5条 インターネット予約システムに順ずる。

(特別事項)

第6条 庭球場管理業務の対価並びにジュニア層への振興かつ活動のため以下の団体の優先使用を認め、使用料は免除とする。ただし、火曜日及び木曜日が祝日にあたる場合は優先使用を認めない。

団体名	優先使用日	優先面数
我孫子市ソフトテニス連盟	火曜日・木曜日・土曜日・日曜日	1面(A面)
我孫子市硬式テニス連盟	火曜日・木曜日・土曜日・日曜日	2面(C・D面)

※コートの利用にあたっては、「手賀沼・湖北台庭球場の利用取り止め事項」を遵守すること。

5 手賀沼公園（テニスコート）

手賀沼公園庭球場利用についての運用

（趣旨）

第1条 この運用は、我孫子市都市公園条例施行規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料金）

第2条 我孫子市都市公園条例第12条第2項に規定する我孫子市使用料条例に定める使用料とする。

（利用時間）

第3条 夏季冬期利用時間を以下のように定める。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

夏季（4月～9月） 午前9時から午後6時

冬期（10月～3月） 午前9時から午後5時

（使用対象者）

第4条 原則として我孫子市体育施設使用者登録（団体）をした者に限る。ただし、教育長が特に必要と認めたものはこの限りではない。

（利用申込）

第5条 インターネット予約システムに順ずる。

（特別事項）

第6条 庭球場管理業務の対価並びにジュニア層への振興かつ活動のため以下の団体の優先使用を認め、使用料は免除とする。ただし、火曜日及び木曜日が祝日にあたる場合は優先使用は認めない。

団体名	優先使用日	優先面数
我孫子市ソフトテニス連盟	火曜日・木曜日・土曜日・日曜日	2面（A・B面）

※コートの利用にあたっては、「手賀沼・湖北台庭球場の利用取り止め事項」を遵守すること。